

## 浜松市総合産業展示館に係る審査基準及び処分基準

### (目的)

第1条 この要綱は、浜松市総合産業展示館条例（昭和46年浜松市条例第19号。以下「条例」という。）に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び浜松市総合産業展示館条例施行規則（昭和46年浜松市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (利用の許可に係る審査基準)

第3条 条例第5条に基づく利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、これを行わなければならない。

- (1) 利用の申請が他の利用と競合する場合
- (2) 利用の申請が他の利用に不利益を与えると認める場合
- (3) 利用予定人員が施設の収容人数を超える場合その他施設の機能によっては申請者の利用目的を達成することができないと認める場合
- (4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合
- (5) 条例第6条の規定に基づき利用を制限する場合

2 条例第6条第1号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき」とは、浜松市総合産業展示館（以下「展示館」という。）における集会の自由を保障することの重要性よりも、展示館で集会が開かれることにより、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいい、その危険性の程度としては、単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である。

（平成7年3月7日最高裁）

3 条例第6条第2号に規定する「集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき」とは、間接的利益にとどまらずに当該組織に直接的な利益を与えることをいう。

4 条例第6条第4号に規定する「管理上支障があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 主催者が集会を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがある、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合（平成8年3月15日最高裁）

(2) 展示館を利用することにより、異臭が付着するなど、その後の利用に支障を及ぼすと認められる場合

(使用料の還付に係る審査基準)

第4条 規則第8条第1項第2号に規定する「指定管理者が利用者の責めに帰することができないと認める理由」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 天災、事故等により、展示館の利用が困難となったこと。

(2) 出演者の急病、事故等により催事の開催が不可能となったこと。

(利用許可の取消しに係る処分基準)

第5条 条例第7条第1項第1号に規定する「この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 条例第8条第1項の規定に違反して利用料金を納付しないとき。

(2) 条例第5条に規定する許可を受けた者が、利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。

(3) 規則第9条各号に規定する遵守事項に違反したとき。

(4) 規則第10条の規定による職員の入室を拒んだとき。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。